

茨木 税務署長 平成 27 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書 B

住 所	5 6 9 - 1 0 1 8	フリガナ	チ ハ ヲ シ ユ ウ シ ヲ
(又 は 事 業 所 居 所 な ど)	大阪府高槻市花林苑2番30号	氏 名	千葉 周治
平成 28 年 1 月 1 日 住 所	同 上	性 別	男
		職 業	
		屋 号 ・ 雅 号	
		世 帯 主 の 氏 名	千葉周治
		世 帯 主 と の 続 柄	本人
		生 年 月 日	3 1 7 0 2 1 0
		電 話 番 号	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯 0 7 2 - 6 8 8 - 2 1 9 1

第一表

(平成二十七年分以降用)

受付印	(単位は円)	種 類								特 示	番 号	0 4 2 0 0 0 3 2	翌 年 以 降 送 付 不 要
-----	--------	-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	-----------------	-----------------

収入金額等	事 業 等	①		
	農 業	②		
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥	1 5 0 0	
	公 的 年 金 等	⑦	2 3 0 1 5 6 2	
	そ の 他	⑧		
	短 期	⑨		
	長 期	⑩		
所得金額	事 業 等	①		
	農 業	②		
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥	0	
	雑	⑦	1 1 0 1 5 6 2	
	合 計	⑧	1 1 0 1 5 6 2	
	所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除	⑩	
		医 療 費 控 除	⑪	
社 会 保 険 料 控 除		⑫	2 1 6 7 6 0	
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除		⑬		
生 命 保 険 料 控 除		⑭	7 1 2 8 0	
地 震 保 険 料 控 除		⑮		
寄 附 金 控 除		⑯		
寡 婦 ・ 寡 夫 控 除		⑰	0 0 0 0	
勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除		⑱	0 0 0 0	
配 偶 者 (特 別) 控 除		⑲	4 8 0 0 0 0	
扶 養 控 除		⑳	0 0 0 0	
基 礎 控 除		㉑	3 8 0 0 0 0	
合 計		㉒	1 1 4 8 0 4 0	

税 金 の 計 算	課税される所得金額	(9)-(25)又は第三表	②6	0 0 0
	上の②6に対する税額	又は第三表の②6	②7	0
	配 当 控 除		②8	
	区 分	②9		
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	区 分	③0	
	政党等寄附金等特別控除	③1		
	住宅耐震改修特別控除	区 分	③2	
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	③3		
	差 引 所 得 税 額	(②7)-(②8)-(③2)-(③3)	③8	0
	災 害 減 免 額		③9	
そ の 他	再 差 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額)	(③8)-(③9)	④0	0
	復 興 特 別 所 得 税 額 (④0×2.1%)		④1	0
	所得税及び復興特別所得税の額	(④0)+(④1)	④2	0
	外 国 税 額 控 除	区 分	④3	
	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額		④4	3 8 6 1
	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 差 引 税 額 (④2)-(④3)-(④4)		④5	- 3 8 6 1
	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 第 1 期 分 ・ 第 2 期 分		④6	
	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 第 3 期 分 の 税 額 (④5)-(④6)		④7	0 0
	運 送 税 額		④8	3 8 6 1
	延 納 届 出	配偶者の合計所得金額	④9	
専従者給与(控除)額の合計額		⑤0		
青色申告特別控除額		⑤1		
雑所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		⑤2	3 8 1 6	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		⑤3		
本年分で差し引く繰越損失額		⑤4		
平均課税対象金額		⑤5		
変動・臨時所得金額		区 分	⑤6	
申告期限までに納付する金額		⑤7	0 0	
延 納 届 出 額		⑤8	0 0 0	

※ 復興特別所得税額④1欄の記入をお忘れなく。

還 受 付 取 場 所	りそな	銀行 金庫・組合 農協・漁協	高槻	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局 名 等		預 金 種 類	普 通 当 座 納 税 準 備 貯 蓄	
口座番号	6 8 9 7 6 7 3			
記号番号				

税 理 士 署 名 押 印	
電 話 番 号	
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有

整 理 欄	区 分								0										4
	異 動																		
	管 理	0	0	1	0	2	0	8											

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住所 (又は事業所 事務所 居所など)	大阪府高槻市花林苑 2 番 3 0 号	フリガナ 氏名	チバ シュウジ 千葉 周治
------------------------------	---------------------	------------	------------------

⑤	の り し ろ
	源泉徴収票

④	の り し ろ
	社会保険料控除関係書類 小規模企業共済等掛金

③	の り し ろ
	生命保険料控除関係書類

②	の り し ろ
	地震保険料控除関係書類

①	の り し ろ
	寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税の記入漏れにご注意ください！！

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限ります。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です。）。

書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。

※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

第二表(平成二十七年分以降用)○第表は、第二表と一緒提出してください。

○源泉徴収票 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください

連番	
----	--

平成 27 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確 定 申 告 書 B

住 所 (又 は 事 業 所 事 務 所 居 所 など)	〒 5 6 9 - 1 0 1 8										フリガナ チ ハ シ ュ ウ シ										印								
	大阪府高槻市花林苑 2 番 3 0 号										氏 名 千葉 周治																		
	控										性 別 職業					屋号・雅号						世帯主の氏名					世帯主との続柄		
男 女											生 年 月 日 3 1 7 . 0 2 . 1 0					電 話 番 号					自 宅・勤務先・携 帯 072-688-2191								
平成 28 年 同 上 1 月 1 日 の 住 所																													

国税庁HP(2016:03:14:06:23:20.71)

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	ア								
	事業	農業	イ								
	不動産		ウ								
	利子		エ								
	配当		オ								
	給与		カ				1	5	0	0	
	雑	公的年金等	キ		2	3	0	1	5	6	2
		その他	ク								
	総合譲渡	短期	ケ								
		長期	コ								
一時		サ									
所得金額	事業	営業等	①								
	事業	農業	②								
	不動産		③								
	利子		④								
	配当		⑤								
	給与	区分	⑥							0	
	雑		⑦		1	1	0	1	5	6	2
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}		⑧								
	合計		⑨		1	1	0	1	5	6	2
	所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩							
医療費控除		⑪									
社会保険料控除		⑫			2	1	6	7	6	0	
小規模企業共済等掛金控除		⑬									
生命保険料控除		⑭				7	1	2	8	0	
地震保険料控除		⑮									
寄附金控除		⑯									
寡婦、寡夫控除		⑰					0	0	0	0	
勤労学生、障害者控除		⑱ ～⑳					0	0	0	0	
配偶者(特別)		区分	㉑ ～㉒			4	8	0	0	0	0
扶養控除		㉓					0	0	0	0	
基礎控除		㉔			3	8	0	0	0	0	
合計		㉕		1	1	4	8	0	4	0	

[illegible]

受 取 場 所	りそな				銀行 金庫・組合 農協・漁協		高槻				本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局 名等					預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄		
							○	○	○	○	○	
	口座番号 記号番号											
	6897673											

第一表

○この用紙は控用です。

← 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税 理 士
署 名 押 印
電 話 番 号

税理士法第30条

税理士法第33条
の2の書面提出有

○ 収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください（内容を証明するものではありません。）。

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

番号	0 4 2 0 0 0 3 2
----	-----------------



大阪府高槻市花林苑2番30号

住所
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
千代田ビル1001号室
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
千代田ビル1001号室

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
給与	公益社団法人高槻シルバー人材セン ター 高槻市古曽部町1丁目1番5号	円 1,500	円 45
雑 (年金)	厚生労働省 千代田区霞が関1-2-2	2,301,562	3,816

④ 所得税の源泉徴収額 3,861

--

所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

住民税	16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
				平 ・ ・	
				平 ・ ・	
				平 ・ ・	

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円
	損益通算の特例適用前の 不動産所得			円
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額			
	事業用資産の譲渡損失など			
	前年中の開(廃)業 開始・廃止	月	.	他都道府県の事務所等

(10) 雑損 控除	損 害 の 原 因		損 害 年 月 日		損害を受けた資産の種類など	
			. .			
	損害金額	円	保険金などで 補填される 金 額	円	差引損失額の うち災害関連 支出の金額	円
(11) 医療費 控除	支払医療費		円	保険金などで 補填される金額		円
(12) 社会保 険料 控除	社会保険の種類 源泉徴収票のと おり	支 払 保 険 料	円	(13) 小等 規模 企 業 共 済 除	掛金の種類	支 払 掛 金
		216,760				円
	合 計	216,760			合 計	
(14) 生 命 保 険 控 除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計		1,596,034	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	介護医療保険料の計	22,560				
(15) 地震 保険 控 除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計			円
(16) 寄附 金 控 除	寄 附 先 の 所在地・名称		寄 附 金			円
(18) 本 家 当 事 者	☐ 寡婦(寡夫)控除 ☐ 死 別 ☐ 生 死 不 明 ☐ 離 婚 ☐ 未 帰 還		☐ 勤労学生控除 学校名			
(20) 障害 者 控 除	氏 名					
(21) 配 偶 者 特 別 控 除 扶 養 控 除	配偶者の氏名		生 年 月 日		☒ 配偶者控除 ☐ 配偶者特別控除	
	千葉美智子		明・大 昭・平 17 . 1 . 2			
	控除対象扶養親族の氏名		続 柄		生 年 月 日	
					明・大 昭・平 . .	
					明・大 昭・平 . .	
				明・大 昭・平 . .		万円
				(23) 扶養控除額の合計		万円

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
氏名				
生年月日	明・大 昭・平			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平			
		(50) 専従者給与(控除)額の合計額		円

住
民
稅

配当に関する住民税の特例				円
非居住者の特例				
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
寄附金	都道府県、市区町村分	円	都道府県	円
税額控除	住所地の共同募金会、 日赤支部分	条 例 指 定 分	市区町村	
給与・公的年金等に係る所得以外(平成28年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				給与から差引き 自分で納付
別居の控除対象配偶者・控除対象親族 ・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所		
所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名		給与	円

第二表 ○この用紙は控用です。

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。
この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出していただく書類等をご確認いただくものです。
記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

【提出書類等のご案内】 作成した申告書等の内容から申告書に添付又は提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです。

関係項目等	作成有無	提出（添付又は提示すべき）書類等
確定申告書	○	申告書B第一表（提出用）
確定申告書	○	申告書B第二表（提出用）
給与所得		給与所得の源泉徴収票（原本）
雑・公的年金等所得		公的年金等の源泉徴収票（原本）
生命保険料控除（注）		一般の保険料支払額などの証明書（旧生命保険料に係る証明書で1契約9千円以下の場合には不要。）
生命保険料控除（注）		介護医療保険料支払額などの証明書

- ＜留意事項等＞
- 「作成有無」欄に「○」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
 - 「関係項目等」欄に（注）の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。
 - 源泉徴収票や控除証明書等については、申告書等と併せて出力した「添付書類台紙」（出力していない場合は適宜の用紙）に貼ってください。
 - 「財産債務調書」等は、財産債務調書の提出が必要な方に「該当する場合」を選択した場合に表示されます。
※「作成有無」欄に「○」の表示がない場合は、別途作成して提出してください。なお、様式は国税庁ホームページに掲載しています。
 - 複数の欄に同一書類名が表示されることがありますが、税務署への提出は1部（1通）で結構です。
 - 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署へおたずねください。

【提出方法及び納付方法等のご案内】

- **提出方法**
申告書等は、郵便又は信書便による送付（送料は各人の負担になります。）のほか、所轄の税務署への持参、時間外収受箱への投函による提出も受け付けています。
郵送等により提出する方で、申告書の控えに収受日付印が必要な方は、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。）を同封していただければ、収受日付印を押印し、返送いたします。
- **納付方法**
平成27年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、平成28年3月15日（火）までです。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください（確定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意ください）。
また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に出勤がなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます（期限内に申告をされた方に限ります。）。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。

〒 567 - 8565

茨木市上中条
1丁目9番21号

茨木税務署 行